

JP ドメイン名紛争処理方針 改訂新旧対照表

| 現行 | 改訂案 | 変更箇所 |
|---|--|-------------------|
| <p>(前略)</p> <p>第3条 ドメイン名登録の移転および取消</p> <p>JPRS は、下記のいずれかに該当する場合には、当該ドメイン名登録の移転または取消の手続を行う。</p> <p><u>a . 第8条の規定に従う限りにおいて、登録者またはその権限ある代理人から、その旨の書面による指示を JPRS が受領したとき</u></p> <p>b . 適法な管轄権を有する裁判所または仲裁機関によって下された、その旨の判決または裁定の正本（事情により、写しをもってかえることができる）を、JPRS が受領したとき</p> <p>c . JPNIC が採択した本方針またはその改訂版に基づいて実施され、登録者が当事者となっている JP ドメイン名紛争処理手続において、紛争処理機関におけるパネルが下したその旨の裁定を、JPRS が受領したとき（本方針第4条 i 項と k 項を参照）</p> <p>JPRS は、さらに登録規則または他の法律上の要請に基づいて、ドメイン名登録の取消、移転の手続を行うことができる。ただし、移転がなされても、登録規則で定める登録資格・要件等が満たされないときには、JPRS は当該ドメイン名のネームサーバ設定を行わない。</p> <p>第4条 JP ドメイン名紛争処理手続</p> <p>本条は、登録者が、この JP ドメイン名紛争処理手続に応じなければならぬ紛争を定めたものである。この JP ドメイン名紛争処理手続は、JPNIC のウェブサイト に列挙されている紛争処理機関のいずれか一つの紛争処理機関により実施される。</p> <p>a . 適用対象となる紛争</p> <p>第三者（以下「申立人」という）から、手続規則に従って紛争処理機関に対し、以下の申立があったときには、登録者はこの JP ドメイン名紛争処理手続に従うものとする。</p> | <p>(前略)</p> <p>第3条 ドメイン名登録の移転および取消</p> <p>JPRS は、下記のいずれかに該当する場合には、当該ドメイン名登録の移転または取消の手続を行う。</p> <p><u>a . (削除)</u></p> <p>b . 適法な管轄権を有する裁判所または仲裁機関によって下された、その旨の判決または裁定の正本（事情により、写しをもってかえることができる）を、JPRS が受領したとき</p> <p>c . JPNIC が採択した本方針またはその改訂版に基づいて実施され、登録者が当事者となっている JP ドメイン名紛争処理手続において、紛争処理機関におけるパネルが下したその旨の裁定を、JPRS が受領したとき（本方針第4条 i 項と k 項を参照）</p> <p>JPRS は、さらに登録規則または他の法律上の要請に基づいて、ドメイン名登録の取消、移転の手続を行うことができる。ただし、移転がなされても、登録規則で定める登録資格・要件等が満たされないときには、JPRS は当該ドメイン名のネームサーバ設定を行わない。</p> <p>第4条 JP ドメイン名紛争処理手続</p> <p>本条は、登録者が、この JP ドメイン名紛争処理手続に応じなければならぬ紛争を定めたものである。この JP ドメイン名紛争処理手続は、JPNIC のウェブサイト に列挙されている紛争処理機関のいずれか一つの紛争処理機関により実施される。</p> <p>a . 適用対象となる紛争</p> <p>第三者（以下「申立人」という）から、手続規則に従って紛争処理機関に対し、以下の申立があったときには、登録者はこの JP ドメイン名紛争処理手続に従うものとする。</p> | <p>第3条 a. を削除</p> |

| 現行 | 改訂案 | 変更箇所 |
|--|---|---|
| <p>(i) 登録者のドメイン名が、申立人が権利または正当な利益を有する商標その他表示と同一または混同を引き起こすほど類似していること</p> <p>(ii) 登録者が、当該ドメイン名の登録についての権利または正当な利益を有していないこと</p> <p>(iii) 登録者の当該ドメイン名が、不正の目的で登録または使用されていること</p> <p>このJPドメイン名紛争処理手続において、<u>申立人はこれら三項目のすべてを申立書において主張しなければならない。</u></p> <p>b. 不正の目的で登録または使用していることの証明</p> <p>紛争処理機関のパネルが、本条 a 項(iii)号の事実の存否を認定するに際し、特に以下のような事情がある場合には、当該ドメイン名の登録または使用は、<u>不正の目的であると認め</u>ことができる。ただし、これらの事情に限定されない。</p> <p>(i) 登録者が、申立人または申立人の競業者に対して、当該ドメイン名に直接かかった金額（書面で確認できる金額）を超える対価を得るために、当該ドメイン名を販売、貸与または移転することを主たる目的として、当該ドメイン名を登録または取得しているとき</p> <p>(ii) 申立人が権利を有する商標その他表示をドメイン名として使用できないように妨害するために、登録者が当該ドメイン名を登録し、当該登録者がそのような妨害行為を複数回行っているとき</p> <p>(iii) 登録者が、競業者の事業を混乱させることを主たる目的として、当該ドメイン名を登録しているとき</p> <p>(iv) 登録者が、商業上の利得を得る目的で、そのウェブサイトもしくはその他のオンラインロケーション、またはそれらに登場する商品およびサービスの出所、スポンサーシップ、取引提携関係、推奨関係などについて誤認混同を生ぜしめることを意図して、インターネット上のユーザーを、そのウェブサイトまたはその他のオンラインロケーションに誘引するために、当該ドメイン名を使用しているとき</p> | <p>(i) 登録者のドメイン名が、申立人が権利または正当な利益を有する商標その他表示と同一または混同を引き起こすほど類似していること</p> <p>(ii) 登録者が、当該ドメイン名に関する権利または正当な利益を有していないこと</p> <p>(iii) 登録者の当該ドメイン名が、不正の目的で登録または使用されていること</p> <p>このJPドメイン名紛争処理手続において、<u>申立人はこれら三項目のすべてを立証しなければならない。</u></p> <p>b. 不正の目的で登録または使用していることの証明</p> <p>紛争処理機関のパネルが、本条 a 項(iii)号の事実の存否を認定するに際し、特に以下のような事情がある場合には、当該ドメイン名の登録または使用は、<u>不正の目的であると認めなければならない。</u>ただし、これらの事情に限定されない。</p> <p>(i) 登録者が、申立人または申立人の競業者に対して、当該ドメイン名に直接かかった金額（書面で確認できる金額）を超える対価を得るために、当該ドメイン名を販売、貸与または移転することを主たる目的として、当該ドメイン名を登録または取得しているとき</p> <p>(ii) 申立人が権利を有する商標その他表示をドメイン名として使用できないように妨害するために、登録者が当該ドメイン名を登録し、当該登録者がそのような妨害行為を複数回行っているとき</p> <p>(iii) 登録者が、競業者の事業を混乱させることを主たる目的として、当該ドメイン名を登録しているとき</p> <p>(iv) 登録者が、商業上の利得を得る目的で、そのウェブサイトもしくはその他のオンラインロケーション、またはそれらに登場する商品およびサービスの出所、スポンサーシップ、取引提携関係、推奨関係などについて誤認混同を生ぜしめることを意図して、インターネット上のユーザーを、そのウェブサイトまたはその他のオンラインロケーションに誘引するために、当該ドメイン名を使用しているとき</p> | <p>第 4 条 a. (ii) を変更</p> <p>第 4 条 本文 を変更</p> <p>第 4 条 b. 本文 を変更</p> |

| 現行 | 改訂案 | 変更箇所 |
|--|--|---|
| <p>c. 登録者がドメイン名に関する権利または正当な利益を有していることの証明</p> <p>申立書を受領した登録者は、手続規則第5条を参照し、答弁書を紛争処理機関に対して提出しなければならない。パネルが、申立人および登録者の双方から提出されたすべての証拠を検討し、本条 a 項(ii)号の事実の存否を認定するに際し、特に以下のような事情がある場合には、登録者は当該ドメイン名についての権利または正当な利益を有していると認めることができる。ただし、これらの事情に限定されない。</p> <p>(i) 登録者が、当該ドメイン名に係わる紛争に関し、第三者または紛争処理機関から通知を受ける前に、<u>何ら不正の目的を有することなく、商品またはサービスの提供を行うために、当該ドメイン名またはこれに対応する名称を使用していたとき、または明らかにその使用の準備をしていたとき</u></p> <p>(ii) 登録者が、商標その他表示の登録等をしているか否かにかかわらず、当該ドメイン名の名称で一般に認識されていたとき</p> <p>(iii) 登録者が、申立人の商標その他表示を利用して消費者の誤認を惹き起こすことにより商業上の利得を得る意図、または、申立人の商標その他表示の価値を毀損する意図を有することなく、当該ドメイン名を非商業的目的に使用し、または公正に使用しているとき</p> <p>(中略)</p> <p>j. 通知と公表</p> <p>紛争処理機関は JPNIC および JPRS に対し、当該ドメイン名に関するパネルのすべての裁定を通知しなければならない。すべての裁定は、<u>パネルが例外的な事件として部分的に変更修正して公表すると決定した場合を除き、その全文を紛争処理機関がインターネットで公表するものとする。</u></p> <p>(後略)</p> | <p>c. 登録者がドメイン名に係る権利または正当な利益を有していることの証明</p> <p>申立書を受領した登録者は、手続規則第5条を参照し、答弁書を紛争処理機関に対して提出しなければならない。パネルが、申立人および登録者の双方から提出されたすべての証拠を検討し、本条 a 項(ii)号の事実の存否を認定するに際し、特に以下のような事情がある場合には、登録者は当該ドメイン名に係る権利または正当な利益を有していると認めなければならない。ただし、これらの事情に限定されない。</p> <p>(i) 登録者が、当該ドメイン名に係わる紛争に関し、第三者または紛争処理機関から通知を受ける前に、<u>商品またはサービスの提供を正当な目的をもって行うために、当該ドメイン名またはこれに対応する名称を使用していたとき、または明らかにその使用の準備をしていたとき</u></p> <p>(ii) 登録者が、商標その他表示の登録等をしているか否かにかかわらず、当該ドメイン名の名称で一般に認識されていたとき</p> <p>(iii) 登録者が、申立人の商標その他表示を利用して消費者の誤認を惹き起こすことにより商業上の利得を得る意図、または、申立人の商標その他表示の価値を毀損する意図を有することなく、当該ドメイン名を非商業的目的に使用し、または公正に使用しているとき</p> <p>(中略)</p> <p>j. 通知と公表</p> <p>紛争処理機関は JPNIC および JPRS に対し、当該ドメイン名に関するパネルのすべての裁定を通知しなければならない。<u>すべての裁定は、JPNICにより保管され、インターネットで公表するものとする。ただし、JPNICが必要と認めるときは、JPNICは公表する範囲を制限することができる。紛争処理機関はJPNICによる保管と公表に同意する。</u></p> <p>(後略)</p> | <p>第4条 c. 見出しの変更</p> <p>第4条 c. 本文の変更</p> <p>第4条 c. (i)を変更</p> <p>第4条 j. の変更</p> |

JP ドメイン名紛争処理方針のための手続規則 改訂新旧対照表

| 現行 | 改訂案 | 変更箇所 |
|--|--|---------------------|
| <p>(前略)</p> <p>第 16 条 当事者への裁定の通知</p> <p>(a) 紛争処理機関は、パネルからの裁定受領後 3 日（営業日）以内に、その裁定の全文を両当事者、JPNIC および JPRS に通知しなければならない。JPRS は、両当事者、紛争処理機関および JPNIC に対して、処理方針に基づく裁定結果の実施日（裁定の通知から 11 日以降 15 日以内の日(JPRS の本店の営業日で計算)）を直ちに連絡しなければならない。</p> <p>(b) <u>パネルによる別段の定めがある場合（処理方針第 4 条 j 項を参照）を除き、紛争処理機関は裁定の全文と裁定結果の実施日をウェブサイトにて公表する。</u>いかなる場合であっても、申立が不正の目的によるものである（第 15 条(e)を参照）との裁定が下されたときには、その裁定部分は公表されなければならない。</p> <p>(後略)</p> | <p>(前略)</p> <p>第 16 条 当事者への裁定の通知</p> <p>(a) 紛争処理機関は、パネルからの裁定受領後 3 日（営業日）以内に、その裁定の全文を両当事者、JPNIC および JPRS に通知しなければならない。JPRS は、両当事者、紛争処理機関および JPNIC に対して、処理方針に基づく裁定結果の実施日（裁定の通知から 11 日以降 15 日以内の日(JPRS の本店の営業日で計算)）を直ちに連絡しなければならない。</p> <p>(b) <u>JPNICは裁定と裁定結果の実施日をウェブサイトにて公表する（処理方針第 4 条 j 項を参照）。</u>いかなる場合であっても、申立 が不正の目的によるものである（第 15 条(e)を参照）との裁定が 下されたときには、その裁定部分は公表されなければならない。</p> <p>(後略)</p> | <p>第 16 条(b)を変更</p> |